

地域団体商標の登録料等の減免について

経済産業省では、地域経済の好循環を実現するため、地域資源の魅力を活かした「ふるさと名物」による地域活性化を支援することを目的に、「中小企業地域資源活用促進法」を改正しました。それに伴い、地域資源を活用した新商品・新役務の開発や販路開拓に意欲的に取り組む事業組合や商工会・NPO法人等が地域団体商標の登録を受ける際の登録料が減免されることとなりました。

■拡充される支援措置の概要

組合等が、事業計画に基づき、地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を減免いたします。

	新	旧
出願料	6,000円	12,000円
登録料	18,800円	37,600円
更新料	24,250円	48,500円

※区分数1の場合

※登録料及び更新料は10年一括納付の場合

※書面で手続きする場合には手数料が必要な場合があります

電子化手数料 1,200円+（書面ページ数×700円）

また、今通常国会に提出中の特許法等の一部を改正する法律により、登録料等の引下げを予定しております。（登録料 37,600円→28,200円→（半額）14,100円、登録更新料 48,500円→38,800円→（半額）19,400円）（区分数1の場合）

■参考資料

- ・中小企業地域資源活用促進法の一部改正について（中小企業庁）

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chikishigen/data/20150818chikishigen_katsuyosokushin_hou.pdf

- ・地域団体商標制度（特許庁）

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

内閣府沖縄総合事務局

経済産業部地域経済課 特許室 担当者：大河、島袋

TEL：098-866-1730 FAX：098-860-1375